

副本

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

証拠申出書

平成20年6月10日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋本



被告ら指定代理人

和久井 孝太郎



同

本多 教義



同

小松 弘



被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人

奥 秋 聡 克



同

青 山



同

高 田 治 朗



被告東京都知事及び東京都建設局総務部企画計理課長

指定代理人

加 藤 恭



被告らは、その主張事実を立証するため、次のとおり証拠の申出をする。

1 人証の表示

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都水道局総務部

証人 牧田 嘉人 (同行)

(尋問予定時間 約40分)

2 証人によって証すべき事実

本証人は、現在、東京都水道局総務部施設計画課長の職にあり、施設計画全体を総括・調整する部署の課長であって、これまでも水需要予測や水源開発に係る業務に携わってきた経験がある。

同証人により、東京都の水需要予測、現在有する水源、今後の水源開発の方針等を明らかにすることで、安定給水のために水源として、八ッ場ダムの水利権を取得する必要性を立証する。

3 尋問事項

別紙尋問事項書のとおり

13 首都東京における水道施設整備のあり方について

14 その他本件に関する事項